別表第一第二一〇一・一二号中

二　コーヒーをもととした調製品		
一　エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		
(一)　砂糖を加えたもののうち		
しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの		
二　コーヒーをもととした調製品		

を

一％	に、	
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
(二)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの	二五％	
(b)　その他のもの		
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		二五

を

二五％	一％	
に改め、同号の前に次の一号を加える。		
二一〇一・一一		
エキス、エッセンス及び濃縮物		
一　砂糖を加えたもののうち		
しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの		二一・七％
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		二五

別表第二一〇一・二〇号中

B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
(二)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの	二五％	
(b)　その他のもの		
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		二五

を

一％	に改める。	

別表第二一〇六・一〇号中

その他のもの		
二　その他のもの		
(一)　砂糖を加えたもの		
B　その他のもの		
(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等としてされるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		二五

を

一九・一％	に改め、同表第二一	

別表第二一〇六・一〇号中

その他のもの		
二　その他のもの		
(一)　砂糖を加えたもの		
B　その他のもの		
(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等としてされるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		二五

を

二五％	う規定を申入れ	

を

(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等としてされるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
(二)　その他のもの		
E　その他のもの		
(a)　砂糖を加えたもの		
イ　おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの		
ハ　その他のもの		
(ロ)　その他のもの		
I　小売用の容器入りにしたもので、容器とものの一個の〇〇グラム以下のもの		
II　しよ糖の含有量が全重量の八五％以上のもの（小売入りにしたもの（容器とものの一個の重量が五〇〇グのものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売入りのもの（容器とものの一個の重量が五〇〇グラムのものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明のもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるもののうち		二五％
二条の規定による申請して輸入政令で定めの証明を		
III　その他のもの		
(I)　乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
小売用の容器入りにしたもの（容器とものの一個五〇〇グラム以下のものに限る。）		一％
その他のもの		
(II)　その他のもの		
重量が五		
うち		
一％		

に改める。

○六・九〇号中